

第 2 章 障がい者支援における成果目標の設定

障がい者の自立支援の観点から、平成 32 年度を目標年度とする障がい福祉計画において必要な障がい福祉サービス等の提供体制を確保するため、次に掲げる地域生活移行や就労支援といった事項に係る成果目標を設定します。

- 1 福祉施設から地域生活への移行促進
- 2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設(*)から一般就労への移行促進

(*生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援 A 型・B 型)

1 福祉施設から地域生活への移行促進

現在、施設に入所している方で、地域での生活を希望する方や受け入れ体制を整備することにより、地域での生活が可能となる方など、平成 32 年度末の施設入所者の「地域移行者数」と「減少数」の目標値を設定し、居住系サービスや日中活動の支援を図り、地域生活への移行を推進します。

●福祉施設から地域移行への第 4 期計画実績

《数値目標》

平成 25 年度末(基準時)の施設入所者数	75 人	平成 29 年度末のまでの地域移行見込み数	6 人
-----------------------	------	-----------------------	-----

《実績》

	27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)	合計
地域生活移行者数	1 人	2 人	1 人	4 人

●第 5 期計画の数値目標の設定

これまでの地域移行の状況や県の傾向、新規入所の状況、第 4 期の実績状況等を勘案して平成 32 年度までに 1 人の地域生活への移行と 1 人の入所者削減を見込みました。

《数値目標》

平成 28 年度末(基準時)の施設入所者数	76 人	
平成 32 年度末までの地域移行者数	1 人	県の傾向：過去の施設入所者の平均増減率及び地域生活移行者数から 2%と算定（1 人）
平成 32 年度末までの入所者削減数	1 人	平成 32 年度までの削減見込み者数（国・県基準：平成 28 年度末の施設入所者数の 2%を削減）

※第 4 期の実績見込みでは、地域移行者数は目標値を下回る見込みです。地域移行を受け入れる施設の状況、生活環境の変化などに対する利用者本人の意向、介護支援や家庭の事情などにより家族の意向、障がい程度の問題など、さまざまな要因は考えられますが、地域への移行が可能な方は、すでに地域移行されている状況もあります。

2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者に地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、地域・精神保健・医療・福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要があります。

システムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者等の関係機関が集まる場である自立支援協議会において、現状の把握を行い、課題を共有するなど、情報共有に努めます。

《地域移行を進めるにあたっての数値目標の参考値（山陽小野田市）》

基準時の 1 年以上の 長期在院者数（総数）	145.8 人	地域移行に伴う 基盤整備量	29.2 人
うち 65 歳未満	45.2 人	地域移行に伴う 基盤整備量	11.5 人
うち 65 歳以上	100.5 人	地域移行に伴う 基盤整備量	17.7 人

資料：山口県（目標値を人口割にて推計）

◎成果目標 1・2 達成のための方策

円滑な地域生活への移行を促進するため、移行後に必要なサービスの充実、地域の障がいのある方への理解の促進などに取り組みます。

- ① 訪問系サービスの量的な確保に努めるとともに、日中活動系のサービスの適正な給付に努めます。
- ② 地域生活の拠点となるグループホームの整備を推進するとともに、民間賃貸住宅を含む住まいの確保に努めます。
- ③ 退院可能な精神障がい者に対し、地域移行支援、地域定着支援などの活用により、地域生活への移行を促進します。
- ④ 「障害者就業・生活支援センター」等を活用するなど、地域生活への移行をサポートする相談支援体制等の整備促進を図ります。
- ⑤ 自立支援協議会において、障がい者の相談支援体制のネットワークを深め、困難事例への対応を協議します。
- ⑥ 権利擁護事業や成年後見制度の利用促進については、相談支援体制における窓口機能や成年後見・虐待防止等権利擁護の体制を図ります。
- ⑦ 病院からの退院促進のため、介護保険との連携を強化するように努めます。
- ⑧ 地域での障がいや障がいのある方への理解の促進に努めます。

3 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針には、地域生活支援拠点等の整備について、「地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、福祉施設等からの地域生活への移行、親元からの自立等にかかる相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等により専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。また、こうした拠点等からの整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。」とされています。

自立支援協議会で地域の課題を検討しながら、地域の体制づくりを行います。

居住支援機能（共同生活援助）に、夜間や休日も含めた 24 時間体制での相談支援体制の充実や緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場を備えた地域生活支援拠点の整備を検討します。

また、拠点において専門的な対応をおこなうことができる体制の確保や人材の養成を行う機能を備え、地域の相談支援体制の向上につながるよう検討します。

4 福祉施設から一般就労への移行促進

障がいのある方が、地域で自立した生活を行うためには、その就労意欲や適性に応じ、可能な限り、一般就労による生活基盤の安定を図る必要がありますが、福祉施設から一般就労に関し「一般就労移行者数」「就労移行支援利用者数」「就労移行率 3 割以上の事業所数」「就労定着支援事業による 1 年後の職場定着率」の目標値を設定し、就労移行支援事業所を通じた一般就労への移行を推進します。

なお、福祉施設の利用者とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の利用者を表します。

(1) 一般就労移行者数

●一般就労移行者数の第 4 期計画実績

《数値目標》

平成 24 年度 一般就労移行者数(基準)	8 人	平成 29 年度 一般就労移行者数 (基準の 1.3 倍)	10 人
--------------------------	-----	-------------------------------------	------

《実績》

	27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)
就労移行支援から	5 人	6 人	4 人
就労継続支援 A 型から	0 人	0 人	2 人
就労継続支援 B 型から	7 人	6 人	4 人
一般就労移行者合計数	12 人	12 人	10 人

※第 4 期の見込みでは一般就労移行者数は目標値と同等の見込みです。

●一般就労移行者数の第5期計画の数値目標の設定

これまでの一般就労移行者の状況や県の傾向、第4期の実績状況等を勘案して、平成28年度の一般就労への移行者数12人を基準とし、平成32年度における移行者数を12人と見込みました。

《数値目標》

平成28年度 一般就労移行者数	12人	平成28年度において一般就労した方の数
平成32年度 一般就労移行者数	12人	平成32年度において一般就労した方の数 *県の傾向：平均増加率4.88%として計算すると、平成32年度の一般就労移行者数は1.21倍 *市の傾向：減少傾向にあるが、一般就労への利用の掘り起こしを踏まえて1.0倍と見込み

《活動指標》

	30年度	31年度	32年度
就労移行支援から	4人	8人	6人
就労継続支援A型から	1人	1人	1人
就労継続支援B型から	5人	3人	5人
一般就労移行者合計数	10人	12人	12人

(2) 就労移行支援利用者数

●就労移行支援利用者数の第4期計画実績

《数値目標》

年度末時点	27年度末	28年度末	29年度末
就労移行支援利用者数	31人	34人	37人

《実績》

年度末時点	27 年度末	28 年度末	29 年度末 (見込み)
就労移行支援利用者数	27 人	20 人	18 人

※第 4 期の見込みでは就労移行支援利用者数は目標値を下回る見込みです。(※利用者数は暫定支給を含まない)

●就労移行支援利用者数の第 5 期計画の数値目標の設定

平成 28 年度末の就労移行支援利用者数 20 人を基準とし、最近の就労移行支援利用者の利用傾向から、平成 32 年度末の就労移行支援利用者数を 18 人と見込みました。

《数値目標》

平成 28 年度末 就労移行支援利用者数	20 人	平成 28 年度末の就労移行支援利用者
平成 32 年度末 就労移行支援利用者数	18 人	平成 32 年度において一般就労した方の数 *県の傾向：平均増減率 -6.6%として計算すると、平成 32 年度の就労移行支援利用者数は 0.853 倍 *市の傾向：障がい福祉サービス利用者で利用可能な方は、すでに利用しているため、利用者は減少傾向にあると見込み、県傾向と同様と考え、0.9 倍と見込み

(3) 就労移行率 3 割以上の事業所数

●就労移行率 3 割以上の事業所数の第 4 期計画の実績

《実績》

	27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)
就労移行率 3 割以上の市内の事業所数	1 事業所 / 3 事業所中	2 事業所 / 3 事業所中	2 事業所 / 3 事業所中

※平成 23 年 9 月から 1 事業所が新体系へ移行、平成 24 年 4 月から 1 事業所が新体系へ移行、平成 27 年度に新規事業所 1 か所追加されています。

●就労移行率 3 割以上の事業所数の第 5 期計画の数値目標の設定

これまでの事業所就労移行率の状況や県の傾向、第 4 期の実績状況等を勘案して、平成 32 年度における事業所数を見込みました。

《数値目標》

平成 28 年度末 就労移行支援事業所数	3	
平成 32 年度末 就労移行支援事業所数	3	平成 32 年度末の就労移行支援事業所の数
うち就労移行率 3 割超 の事業所数	2	平成 32 年度末の就労移行支援事業所のうち、 就労移行率 3 割超の事業所数 (県基準：5 割)

(4) 就労定着支援利用者数

●就労定着支援利用者数の第 5 期計画の数値目標の設定

県内では平成 26 年度～平成 28 年度で 6 か月以上の平均職場定着率は 56.3%であるため、県内の動向により、就労定着支援を終了した方の 1 年後の職場定着率を 50～60%程度と見込みました。

《数値目標》

	30 年度	H31 年度	H32 年度
就労定着支援利用者数	5 人	11 人	8 人
1 年以上の職場定着者数	3 人	6 人	
1 年後の職場定着率	60.0%	54.5%	

◎成果目標 4 達成のための方策

福祉・労働・教育等の関係機関の連携による障がい者雇用施策の推進を図ります。

① 関係者からなる就労促進のためのネットワークを構築します。

就労支援ネットワーク会議に参加し、公共職業安定所、商工関係者の求人情報を収集し、企業の要求する職種との合致を図るとともに、就労意向のある障がい者のいる施設に情報提供を行います。

② 「障害者就業・生活支援センター」等の相談支援の積極的な利用促進を図ります。

一般就労を希望している障がい者は、障がいの種類や状況、社会経験年齢など支援の内容が多様化しており、障がい者個々の特性を踏

まえ、障がい者一人ひとりの状況に応じて、その時々にも効果的な手法を選択しながら、きめ細やかな支援を行う必要があることから、「障害者就業・生活支援センター」等の相談支援の積極的な利用促進を継続します。

- ③ 関係機関（公共職業安定所等）との連携強化による施設利用者や総合支援学校卒業者の就業促進体制の整備を図ります。

一般就労への移行を行う施設が単独で就労支援を行うのではなく、「障害者就労・生活支援センター」、公共職業安定所、「地域障害者職業センター」など関係機関と密接な連携を図りながら支援します。

- ④ 関係機関と連携して行う「障害者委託訓練事業」、「トライアル雇用」、「ジョブコーチ」の利用による就労促進を図ります。

公共職業安定所、「地域障害者職業センター」等と連携して、企業側に職業訓練、「障害者試行雇用」（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用について説明し、理解を深めるとともに、積極的な利用による就業促進を図ります。

- ⑤ 保健福祉圏域内（宇部市・美祢市・山陽小野田市）のネットワーク構築により、雇用等の情報の共有をはかります。

障がい者の雇用について、市内だけでなく保健福祉圏域において事業所や企業など関係機関等のネットワークを構築し、雇用に関する情報等を共有する体制づくりを図ります。